

No	日付	資料	ページ等	コメント内容	コメント対応	回答日	完了
1	6月1日	概要説明資料	61	社内規程に基づいてどのような体制で評価プロセスのチェックを行ったか説明すること。	審査会合における指摘/質問事項の回答-No. 2のとおり。		
2	6月1日	概要説明資料	42 70~71	30年目の長期施設管理方針の実績および有効性評価の結果、並びに経年劣化傾向の評価の30年目と40年目の差異について個別の事象の説明に合わせて説明すること。			
3	7月24日	本冊	15	b. 系統レベルの保全活動管理指標に関する記載の「UA時間が2系統で目標値を逸脱している設備があった」について、どのような事象であったか説明すること。予防保全であるのに不適合管理対象になったことについても説明すること	回答資料 高浜3, 4号炉-共通事項-1のとおり。		
4	7月24日	本冊	19	11頁下から10行目で「社長が実施方針を定める」こと、同頁下から7行目で「長期保守管理方針に従い保全を実施することを同方針に反映している」ことが記載されているが、19頁保全活動概要表で長期施設方針と施設管理方針の関係について説明すること。同表にその関係性が示されていない(矢印がない)理由を説明すること。			
5	7月24日	本冊 補足説明資料 (共通)	23 2	本冊23頁に申請予定日の変更に伴い、調査期間を変更して再度承認を行った旨の記載があるが、補足説明資料2頁のフローに従うと、原子力発電安全委員会の再審議が必要にあると考えるが、当該委員会との関係を説明すること。	回答資料 高浜3, 4号炉-共通事項-2のとおり。		
6	7月24日	本冊	26	PLM実施者と独立した立場のものが品質保証を実施している旨、6/1審査会合において事業者から回答があった。しかし、それが26頁の体制表に記載されていない。体制表に品質保証部門が明確に記載されていないことの妥当性についてを説明すること。	回答資料 高浜3, 4号炉-共通事項-3のとおり。		
7	7月24日	本冊	28	消耗品及び定期取替品について、選定方法や結果を具体的に説明すること。	共通事項補足説明資料 別紙3のとおり。		
8	7月24日	本冊	30	高浜発電所3, 4号炉の高経年化対策の検討では、「高経年化対策の検討で、新たに考慮した主な運転経験はなかった」と記載しているが、最新の知見である、「仏国ベルビル2号炉 制御棒駆動機構のサーマルスリーブの摩耗(2017年12月)」、「大飯発電所3号炉 加圧器スプレイライン配管溶接部における有意な指示(2020年8月)」については、日常管理劣化事象一覧の中に記載がある。最近の先行機評価書ではこれらを最新の運転経験として記載している場合が多い。運転経験について高浜3/4号炉劣化状況評価書への反映のプロセスについて説明すること。  高経年化対策上着目すべき経年劣化事象とはならなくても、最新知見で新たに考慮し検討した運転経験があるなら、新たな運転経験を収集し検討していることを明示するために、主な運転経験の検討事例を記載してはどうか。			
9	7月24日	本冊	30	検討対象とした文書は1例だけとなっているが、他に検討した情報があるのであれば具体的に説明すること。			

高浜3・4号炉—共通事項—1

<p>タイトル</p>	<p>b. 系統レベルの保全活動管理指標に関する記載の「UA時間が2系統で目標値を逸脱している設備があった」について、どのような事象であったか説明すること。予防保全であるのに不適合管理対象になったことについても説明すること</p>									
<p>説明</p>	<p>○事象の説明          評価期間：2019. 10. 7～2021. 12. 9において、1次系計器用空気系統（格納容器外）2系統に目標値の逸脱があった。          いずれもUAを逸脱した理由は、設備の機能・性能に影響を及ぼす故障ではなく、運転継続に問題はないものの、格納容器外制御用空気圧縮機の冷却水流量が低下しにくい兆候が認められたことから、念のため冷却水流量制御弁（電磁弁）の取替のために計画停止したものである。</p> <table border="1" data-bbox="432 689 1286 891"> <thead> <tr> <th>系統名</th> <th>目標値</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次系計器用空気系統（格納容器外） （Aトレイン）</td> <td>1h/2サイクル</td> <td><b>3.8h</b></td> </tr> <tr> <td>1次系計器用空気系統（格納容器外） （Bトレイン）</td> <td>1h/2サイクル</td> <td><b>4.7h</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>○不適合管理対象になったことの説明          制御弁の不調により予防保全的に計画外に補修・点検を行うため、社内標準「高浜発電所品質マネジメントシステムに係る不適合管理および是正処置所達」に従い、不適合として管理し、制御弁を点検、是正処置として改良型の制御弁に取替を行った。このことから不適合管理、是正処置を図ったと記載したもの。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	系統名	目標値	実績	1次系計器用空気系統（格納容器外） （Aトレイン）	1h/2サイクル	<b>3.8h</b>	1次系計器用空気系統（格納容器外） （Bトレイン）	1h/2サイクル	<b>4.7h</b>
系統名	目標値	実績								
1次系計器用空気系統（格納容器外） （Aトレイン）	1h/2サイクル	<b>3.8h</b>								
1次系計器用空気系統（格納容器外） （Bトレイン）	1h/2サイクル	<b>4.7h</b>								

高浜3・4号炉—共通事項—2

<p>タイトル</p>	<p>本冊23頁に申請予定日の変更に伴い、調査期間を変更して再度承認を行った旨の記載があるが、補足説明資料2頁のフローに従うと、原子力発電安全委員会の再審議が必要にあると考えるが、当該委員会との関係を説明すること。</p>
<p>説明</p>	<p>運転期間延長認可および保安規定変更認可の申請予定日を変更したことから、国内外の新たな運転経験等の調査期間を「2022年5月まで」から「2022年12月まで」に変更し、その間の運転経験等に係る記載の充実等を行っている。</p> <p>最新知見として、日本原子力学会 原子力発電所の高経年化対策実施基準2021追補1（2022）の発行があり、劣化メカニズムまとめ表に変更があったが、高浜3，4号炉劣化状況評価に影響が無いことを確認した。総括に最新知見として、日本原子力学会 原子力発電所の高経年化対策実施基準2021追補1（2022）を追記した。</p> <p>本記載の充実内容は、安全管理業務要綱に定める原子力発電安全委員会の審議事項に該当しない軽微な事項*1に該当することから、原子力発電安全委員会の審議は必要ではない。</p> <p>*1：安全管理業務要綱 第3編 第1章 原子力発電安全委員会 4. 安全委員会の業務 (2) 安全委員会が、あらかじめ定めた軽微な事項については、審議事項に該当しない。</p> <p>なお、あらかじめ定めた軽微事項は、以下のとおり。</p> <p>a. 誤記、誤植および内容の変更を伴わない記載の適正化ならびに 組織・職位・設備・記録名等の名称の変更</p> <p>f. 既に安全委員会で審議し、確認された事項</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

高浜3・4号炉—共通事項—3

<p>タイトル</p>	<p>PLM実施者と独立した立場のものが品質保証を実施している旨、6/1審査会合において事業者から回答があった。しかし、それが26頁の体制表に記載されていない。体制表に品質保証部門が明確に記載されていないことの妥当性について説明すること。</p>
<p>説明</p>	<p>総活報告書P.26の「資料3-1 評価の実施に係る組織」は高浜3、4号炉の高経年化技術評価（劣化状況評価）の実施および同評価書の作成（以下、劣化評価等という。）のための体制を示したものであり、この一連の作業に直接関わる組織のみを記載することとしている。</p> <p>なお、同資料に保全計画グループの業務としてプロセス確認の項目があるが、これは、劣化評価等に係るプロセス漏れ等の不備を防止するために、申請の都度、劣化評価等に係る一連のプロセスが、その評価のために作成・承認されている高経年化対策実施手順書通りに実施できていることを確認するものである。このプロセスの確認は、社内標準の安全管理業務要綱に基づき制定された同手順書の規定に従い、保全計画グループチーフマネージャーが当該評価書作成に係る各実施プロセスに関わっていない者に実施させている。</p> <p>なお、6/1審査会合にて回答した「独立した立場のものが品質保証を実施している」とは保安規定に定める品質マネジメントシステム計画に基づき実施される保安活動のための品質保証活動のことを意味している。この活動の中で、高経年化技術評価を含む高経年化対策業務についても、原子力事業本部から独立した組織である経営監査室による原子力監査業務要綱に基づく原子力監査にて、監査要求に応じて内部監査を受ける仕組みの中で、適切に業務プロセスを遂行している。</p> <p>また、高経年化対策業務については、品質保証活動の一環として品質目標を設定して業務を実施し、結果を評価し、品質目標達成に向けて適切に対策を実施するとともに、品質目標活動実績・評価をマネジメントレビューで社長にインプットしている。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>